

昨年度に引き続き、消費税率の引上げに伴い、暫定的・臨時的な措置として特定の方に対し、「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

なお、申請の受付開始時期は、「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」とともに9月1日を予定しています。

臨時福祉給付金

①給付対象者

平成27年度分市町村民税（均等割）が課税されていない方

※ただし、課税されている方に扶養されている場合や生活保護の受給者等は対象外です。



A 世帯主の父
（世帯主の扶養）



B 世帯主（課税者）



C 世帯主の妻（世帯主の扶養）

上記の場合、Bが課税者でAとCはBの扶養になっているので、給付対象外となります。

②給付額

給付対象者1人につき 6千円

③申請手続き

- ◆申請先
基準日（平成27年1月1日）において住民登録がされている市町村
- ◆お知らせ
対象と思われる方には、8月下旬にお知らせと申請書を郵送します。
- ◆受付期間
平成27年9月1日（火）
～平成28年3月1日（火）
- ◆受付場所
健康福祉センター

■問い合わせ

健康福祉課福祉係 ☎86-0111

対象の方は申請をお忘れなく！

子育て世帯臨時特例給付金

①給付対象者

平成27年6月分の児童手当の受給者
（平成26年の所得が児童手当の所得制限に満たない方）

②対象児童

支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象児童

今年度は、臨時福祉給付金の対象児童も該当になります。

③給付額

対象児童1人につき 3千円

④申請手続き

- ◆申請先
基準日（平成27年5月31日）において住民登録がされている市町村
- ◆お知らせ
対象と思われる方（公務員を除く）には、8月24日以降にお知らせと申請書を郵送します。
- ◆受付期間
平成27年9月1日（火）
～平成28年3月1日（火）
- ◆受付方法
申請書と必要書類を、同封の返信用封筒により郵送していただくか、健康福祉課にお持ちください。
※公務員の方は、9月1日以前でも随時受付していますが、その場合でも支給決定は早まりませんのでご承知ください。

■問い合わせ

健康福祉課子育て支援係 ☎86-0212